

# 総合評価落札方式にかかる事務手引き 【建設工事】

## 改正内容

- 予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事について、総合評価落札方式の型式「特別簡易型」を適用するものとする。
- 1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事において、過去4年間に主任（監理）技術者及び現場代理人※として従事した契約額1,500万円以上の工事成績を有していない場合に限り、当面の間、主任技術者として従事した契約額1,500万円未満の舗装工事業の工事成績を対象とする。
- 兼務要件について、予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業を除く総合評価落札方式による入札で契約した2件以上の工事の主任技術者となっていない技術者を配置するものとする。
- 総合評価落札方式で評価の対象としている建設系継続教育（CPD）の取り組み状況について、証明期間の最終日が令和2年3月1日以降のものについて評価の対象とする。

### ○適用

令和2年6月1日以降の公告分から適用